

メディカル・デバイス・コリドー推進センター運營業務委託
に係る企画提案募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 趣旨

山梨県内の主要産業である機械電子産業の医療機器分野への進出と集積を図る「メディカル・デバイス・コリドー」の構築に向けて、県内企業の医療機器産業における総合支援窓口として公益財団法人やまなし産業支援機構内に「メディカル・デバイス・コリドー推進センター」を設置するにあたり、「メディカル・デバイス・コリドー推進センター運營業務（以下、「本業務」という。）」の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

メディカル・デバイス・コリドー推進センター運營業務

(2) 業務内容

別紙「メディカル・デバイス・コリドー推進センター運營業務委託仕様書」による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金33,009千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業務執行部署

〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

電話：055-243-1888

FAX：055-243-1885

メールアドレス：sinjigy@yiso.or.jp

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募できる者は、次の要件を全て満たしている法人又は団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した実績を有する者であること。
 - (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ※ コンソーシアムの応募は可としますが、単独またはコンソーシアムの代表者として応募する者は、他の者が行う企画提案の構成者となることは認めません。また、受託した際は、コンソーシアムの代表者が全ての責務を負うものとします。

4 参加申込書の作成・提出

本業務に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 参加要件具備説明総括書（様式第3号）
- ④ 実施体制表（様式第4号）
- ⑤ 会社概要（任意様式・パンフレット等可）

(2) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限：令和2年4月17日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先：2（5）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送

(3) 参加資格要件の審査

提出書類等に基づき審査。

(4) 結果通知

参加資格審査の結果は、令和2年4月20日（月）までに、全ての申請者に対し通知します。

(5) その他の留意事項

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

開催しません。

6 質問

本業務に対し質問がある場合は、質問書（様式第5号）に記載の上、電子メールにて2（5）に送信してください。なお、電話による質問は受け付けません。また、質問を送信した場合には、電話でメールの受信確認を行ってください。

- (1) 受付期間：公告の日から令和2年4月20日（月）午後5時まで
- (2) 回答：回答は、質問者に随時回答するとともに、広く周知が必要な回答については、ホームページで公開します。（質問者名は非公開）

7 企画提案書の作成・提出

本業務に企画提案する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出するものとします。提出期限までに提出書類（企画提案書、企画書及び見積書）を提出しない場合や応募資格の要件が満たない場合は、企画提案参加資格がないものとします。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式第6号）
 - ② 企画書（様式第6号の1）
 - ③ 見積書（任意様式）
 - ア）積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載してください。
 - イ）経費の合計額は2（4）に示す費用の上限額以内としてください。
- (2) 提出部数及び方法
 - ① 提出部数：5部（正本1、副本4）
 - ② 提出方法：持参又は郵送
 - ③ 提出期限：令和2年4月24日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
 - ④ 提出先：2（5）に同じ。

8 審査及び結果通知

- (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、企画提案者の企画提案書を書面にて審査します。プレゼンテーションは行いません。

審査は提出7（2）の提出期限までに提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けません。
- (2) 審査基準
 - ・別紙「審査基準」により、企画提案者ごとに、企画提案（配点180点）、価格提案（配点20点）の内容をそれぞれ評価し、採点します。
 - ・企画提案に関する点数は、審査委員の評価点数を合計し、審査委員数で除して算出します。
 - ・価格提案に関する点数は、次の式により算出します。
$$\text{価格提案に関する点数} = 20 \text{点} \times \frac{\text{企画提案者のうち最低提案価格}}{\text{当該企画提案者の提案価格}}$$
 - ・企画提案に関する点数及び価格提案に関する点数を合計して、最も高い企画提案者を業務委託候補者とします。同点の場合は委員の合議によるものとします。
 - ・最低基準点は100点とし、これに満たない場合は業務委託候補者としません。

(3) 審査結果

審査結果は書面により通知します。なお、選定業者の公開予定はありません。

9 留意事項

- (1) 企画提案書は複数提出することはできません。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しません。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された企画提案書は、委託業者の選定以外に無断で使用しません。

10 契約

審査の結果、業務委託候補者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、業務委託候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、または契約候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行います。

11 その他

- (1) 企画提案において使用する言語は日本語とします。
- (2) 山梨県財務規則第109条の2第7項により契約保証金は免除します。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 配置予定担当者の変更は業務完了まで病休・死亡・退職等、公益財団法人やまなし産業支援機構が認める理由の他は認めません。
- (5) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。